

第2回特定非営利活動法人条例指定審議会議事録（要旨）

日時	令和元年10月21日（月）10：00～12：05
場所	大阪府新別館北館 1階 会議室兼防災活動スペース4
出席者	<p><審議会委員・五十音順></p> <p>永井委員（社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局長）</p> <p>初谷委員（大阪商業大学公共学部教授）※議長</p> <p>山口委員（立命館大学共通教育推進機構准教授）</p> <p>山本委員（税理士《近畿税理士会》）</p> <p>若狭委員（㈱日本政策金融公庫 国民生活事業本部 南近畿地区統轄室長）</p> <p><大阪府></p> <p>川口課長・玉作課長補佐・松園総括主査・倉敷副主査</p>
議題	<p>（1）条例指定にかかる要件について</p> <p>（2）その他</p>
<p>【議事要旨】</p> <p>（1）条例指定にかかる要件について</p> <p>（議 長） 今回は事務局から、「（1）条例指定にかかる要件」に関して、3点、委員の皆様方のご意見を伺いたいとのこと。まず、前回は議論があったが、協働にかかる要件について説明をお願いしたい。</p> <p>（事務局） 4号条例指定制度が導入されて、現在7法人の指定。H28年度は申請がなかったが、それ以外はおおむね1年に2法人ずつの指定で、少しずつだが法人の指定数は増えている。しかしながらまだまだ制度が十分に活用されているとは言えない状況であると事務局でも認識している。そこで、これまでの5年間を振り返りながら、より制度の活用促進が進むよう、とりわけ条例指定にかかる要件についてご意見をいただけたらと思っている。</p> <p>共助社会の実現には市民公益税制の促進が必要と考えており、活動の規模が小さくてもキラリと光る活動を行っているものに焦点を当てるとすることで制定した4号条例指定制度については、法人としての質を担保しつつ、できるだけ活用できる制度にしていきたいと考えている。</p> <p>そこで、改めて条例指定の要件について、とりわけ前回の審議会で議論となった協働要件について確認をさせていただきたい。</p> <p>資料2に、現行の協働要件の設けられた経過が示されている。様々な協働の事例があるため、事務局としても手引に明記することは難しいと考えている。ただ、事前相談を受ける際に、いくつか協働の事例を事務局として整理しておけば、申出法人が「こういうのが協働要件に当たるのか」ということがイメージしやすいのではないかと、資料3に協働の事例として、これまでの条例指定法人の事例をピックアップして図にしてみたので、ご意見を伺いたい。</p> <p>（議 長） 今回の案件は、（1）の「条例指定にかかる要件について」、1つめが協働要件について、2つめが条例指定後の広報・周知のあり方、3つめが今後の活用促進のための方策という3点を、順にこれから議論させていただこうと思っているが、3つはある意味では絡まりあっている。</p> <p>現在の本審議会が設置される以前に、当初、条例指定制度について検討した審議会が設置され、指定基準も含めた制度のあり方を平成26年4月に答申した。この答申を受けて、協働要</p>	

件については、「制度の手引き」の33頁の(4)に(解説)が掲載されており、この審議会でも判断のよりどころとしているところ。

実際の申請案件について、要件の適合性を判断するのはこの審議会だが、事務局への事前相談を経て、事務局としてこれは協働であろうという整理の上、この審議会に議案としてあげている。しかし、前回のようなかたちで議論になった場合、審議会としては一定判断をして結論を出す場なので、要件に該当しないという判断もあり得るが、事務局としては、要件該当性について、申請する方にとっての予測可能性をもう少し高められれば、そしてそのための何か手掛かりになるものを事前相談のときに示すことができればという要望があった。そもそもそれを示すことが必要かどうかも含めての検討だが、もし示した方がいいかもしれないということになれば、どういうレベルで示すのがいいのか。この協働要件について条例指定NPO法人制度の手引(以下「手引」という。)の解説の部分をもっと少し充実させるという方法もあるかもしれない。そういう意味で、ご意見をお伺いしたいということ。

特に資料3で、パターンと書いてあるが、もっといろんなパターンがあるかもしれないというようにご意見もあるだろうし、あくまでこれまで条例指定された法人の事例の中からいくつか例を図示するとこういうものになるのであろうということと考えられたもの。

(委員) 前回の内容を振り返ると、大きく3点がモヤモヤすると思う。そもそも先に指定されている法人と非常に類似性が高いのではないか、その活動の水準がどこまで達しているのか、どこまで独立性を担保して、より積極的に地域社会の課題・問題解決の実践に取り組んでいるのかという点が、これでいいのかというところかなと思う。

もう1つは、府の施策転換の中でそうした活動が、独立性・独自性・自立性のもとで組織化されたという歴史的背景のもとで、どこまでその自分たちの思い、ミッションとか、理念とか、ここで言う共通の目的という部分で、今の問題解決、課題解決と言っている話とふさわしいのかというところ。多くの方が共通して逡巡されたのは、自主活動を協働とした部分。構成員の皆さんの相互協力による協働が中心ではないかというところではなかったかなと思う。もちろんその他のところもあるが、それが主になっている点について、確かにアクティブで何らかのかたちでコラボレイティブ、協働的ではあるが、資料3に整理されたような協働の3つのパターンではなく、パターン4とか、自主活動的ではないかということ。歴史的背景、社会的背景、文化的背景の3つからふさわしい団体かという点で、前回、私は、協働は掛け算ではないかと問いかけた。いろんな人といろんなことをやっているという、多様な、多彩な活動は別に悪いわけではなくて、協働の認識の一つではあるのだが、4号指定をするのであれば、せめてパターン1、2、3のどれかに収まる、特にパターン3の場合は掛け算になってほしいと思う。単に一緒にやるという協力・協調・相互連携の関係ではなくて、協働、ともに力を合わせて働くわけだから、そこが大事という気がしている。

手引33ページの解説を変えるとすれば、「同じ目的」というのは組織としての目的ではなくて、事業の目的が同じであることが大事で、むしろ組織の目的が同じだったら連携・協力関係になってしまうのではないか。だから、組織の目的は違うが、大目的として、よりよい社会を実現するために事業を同じ目的で展開している。また設立目的からすると直接的にはそういうことは扱っていなかったが、社会環境の変化や本制度の趣旨に則ってこういうことに挑戦していくということをこれまでやってきたので、認めてくださいと申請してくるのが趣旨にふさわしいし、今の時代の背景としてより制度を広めていく必要性にもふさわしいのかなという気がする。「組織の目的」ではなくて、「事業の目的」、「連携・協力関係」ではなくて「協働」であるというところをもっと少し前に出すと、やっているかやっていないかが分かるのではない

か。

(議長) 具体的な提案も含めて述べていただいた。他の方はいかがか。補足だが、この手引に書いてある要件も、もともとは内部的な運用指針的なものを別途作る意見もあったのだが、先ほど事務局の説明にもあったように、そういうものを改めて別途作るのではなくて、申請者に見ただけの手引の中に盛り込み、事務局も申請者も共通のこの手引を見ながらする、という性格のものになっている。それだけに、申請者は、こう書かれているものから、具体的に自分たちのしていることに引き付けて、私たちはいけるとか、ちょっと難しいかもという判断になってくる。

(委員) 申請する方が、これを読んで理解できるか。

(議長) 深いところまで、これを読んで分かるかという点については、少し言葉を補っていく、あるいは言葉を変えてみるということもあり得るかもしれない。

(委員) このような例を載せるのはいいとは思いますが、でもやはり法人の独自性で個別に判断していくということなので、なかなか要件を具体的に書いていくのは難しいと思う。

(議長) 資料2にもあるように、旧の審議会でも協働要件は、社会の動きによっていろんな例が出てくるものだし、一律にこのようなものだというのは示しにくいという意見がやはり同じようにあって、こうした非常にざっくりとした表現にとどまっている。それだけに広く許容しうる余地が残ったものになっている。

(委員) 具体的にパターン1、2、3について、これまでの事例の中から作成したということなので、整理される中で各事例をこういうふうにとらえましたということを重ねて教えていただきたい。

(事務局) 星印のところで書いているように、ピックアップしている。実際には、行政と絡まない、民間企業とNPOとの連携という例もある。資料5で「条例指定法人の協働事業及び情報発信の状況」を掲げている。本来であればこれをきれいに分解して全部のパターンを作ればよかったのだが、この中からいくつか選んだかたちになっている。このように協働事業の事例をHPで発信、あるいは今後も法人から出していただく、その中で様々な事例を判例のように積み重ねていくことができると考えて、資料3を作った次第。

(委員) 事業ベースというよりパートナーシップが多様であるというところを、パターン化しており、事例として捉えてもらいましょうという図になっている。事業ではなくて、多様な人と何か一緒にやっているという協働の相手との関係で捉えていくという整理だと思う。それは別に悪いわけではないが、本当はもっと事業が明確であってほしいと思う。前回の案件の場合はどちらかと言うとパートナーシップとしての多様性が薄いということなので、パートナーに着目して、明確に他の団体とやっているという実績がほしいし、場合によっては行政とかと地域でやってほしいというところを明確にするには、資料3は非常に参考になる。一方、これから制度を広めていこうとすると、資料5の2枚目にあるように、実際にこのように多様にやっている法人もいるので皆さんもやってみてください、そうすると自ずと4号指定されますよという整理になる。それぞれの観点からどう整理するのか、資料3はおそらく「これが×です」と説明するときに分かりやすいと思うし、「こういうのが○です」というのは資料5のAだと思う。

(議長) 資料5については、制度の周知・広報とか、潜在している方々が申請してみようと思うようなきっかけ・情報源としてもっとHPにいろいろと情報を出すべきであろうという話の中から、こういう表を作ってHPで更新していったほうが良いということで作られたもの。この表の中で、横軸に相手方と役割分担と効果が書いてあるが、今の委員の意見では、機能的な役割分担とか、むしろ事業効果として掛け算と言われる相乗効果をどれだけ発揮できているのかを

重視したいということと思う。

(委員) 資料3について、過去の事例を全て把握しているわけではないが、例えばパターン2を見るとNPO法人BとCがでてきていて、いずれも単独での事業を展開しているような形。ただ、パターン3で言うと、講座の実施ということなので、基本的に募集は講座の実施に係る一部分ではないかと思っていて、そういう意味では、1つの事業でできるものを単に2つの法人に分けただけというようにも見える。すでにこういうパターンを指定しているということであれば、それなりの整理があったと思うが、それをお聞きしたい。

(事務局) 今回の北部コミュニティカレッジも、このパターンに当たる。北部コミュニティカレッジが講座の実施と修了生の活動場所の提供をしていて、アクティブシニア協議会と同窓会などが講座の参加者の募集をしている。それは、その前の高齢者大学校のときも同じようなパターン。そこが、役員とか構成員が同じというところにつながってくるのだが、全部が同じ人ではなくて違う人もいて、さらに広がりを持っているので、同じ目的の法人ではあるけれども、その2つが合わさることで、より参加者の数が増えるということで、掛け算とまではいかないが、 $1+1=2$ 、5ぐらいの効果があると事務局では思っている。高齢者大学校のときにはそれ以外の事業もあったので、それも含めて総合的に判断していただいたのだが、北部コミュニティカレッジについてはそれが主たる事業だったので、 $1+1=2$ にもなっていないかもという議論になったのかもしれない。

今、委員が言われたように、1つの事業を分割してやっているだけだという見方もできると思うが、それを連携してやっているだけと見るのか、 $1+1=2$ とか2.5になっていると見るのか。そこは判断が難しいところではあるので、やはり個々に判断していただくことになると思う。

(委員) 教えてほしいのだが、 $1+1=2$ ということだったら協働の要件は満たさないということになるのか。

(委員) 私の観点では、パターン3は協働ではなく、連携・協力。前回の議論に戻ると、5年指定する中でより発展していってくださいという期待を込めて、答申には指定しますだけではなく、もう少し付帯条件を付けたほうがいいんじゃないかと、場合によっては期間中にも指定の取消しもあり得るぐらいの思い。ただ、モニタリングをするという要件がない以上、なかなかそこまで踏み込めないというところもあって、公開する議事録を見ていただくということになったと思う。パターン3は本来の対等なイコールパートナーシップであるというところで、発展するだろうという期待を込めての整理であって、かなり微妙。

先ほどの委員の質問への回答としては、これだけではよくない、ということになるはず。最低、明確にイコールパートナーシップのもとで、このように私たちは確実な組織運営のもとに着実な事業展開をしていますということを、せめて出してもらわないと、審議の前提に載らない。ただ今回はより多くの人にこの制度を活用してほしいという願いも込めて、ここをスタート地点としてより発展的な活動をしてほしいという期待含みの審議になったと捉えていて、指定されたら終わりではなくて、そこから効果的な、より発展的な活動がされることを願っている。今回の経験をもって何を協働とするかという前提条件を確認しておこうというのが今日の話なので、せめてパターン3であってほしい。もし前回の審議会のときにこの資料があったとしたら、「パターン3ですね。十分になされているとは言えないが、ゼロではないのでまずは指定しましょうか」と、ガイドラインというか、てがかりになっただろう。事前相談のときに、こうだけどうですかと、参考までに渡すことができるまでの資料にはなっていると思う。繰り返しになるが、せめて $1+1=2$ になっていないと、審議の土台に乗らないはずだという

ことを、今回の北部コミュニティカレッジの指定に重ねて整理していただいたという認識。

(議長) 何らか示唆するものをここへ書き込むか、あるいは例示的に資料3のようなものを用意するか、いずれにしても、事業を単位としてみるということを出すのかどうか、相手方と効果の両方を見るという、どちらかを消すという話ではなくて、相手方の多様性みたいなことも見るし、どういう効果を発揮し得ているのかというようなことも見る。○か×かではなくて、おそらく望ましいものと望ましくないものとの間にかなりグラデーションがあって、示し方もこれは望ましい、これは望ましくないというぐらいの表現かなと思った。

(委員) 改めて、答申や府民協働促進指針を読んでいたのだが、この中には、協働という言葉の、多義にわたるといふか幅があるといふか、そういう表現にとどまっている。「これは協力または連携止まりである、協働とはもっとこういうものだ」というところまでは踏み込んでいないので、×でなければ、望ましいまでの間の、この段階のところで、参加者を集めたいから広報、自治会とかと協力しますといふのは、協働と言っているが、協力してくださいとか協力しますといふ感じで、その参加者募集ということが、ひいては地域課題の解決を担う人材を育成するかもしれないけれど、直接的に何か、新たな課題を解決するために新しく役割分担をして何か一緒に取り組みましようという話ではなく、独自の団体に起点があって、そこの活動推進のために別の団体の力を借りるみたいな、そこは今×とは言っていないので○ではあるが、望ましいかと言われたらもうちょっと目指してねという、その目指してねというのを答申にどう入れるのか、どういふかたちがいいのかという点が、この前の答申の内容の議論に出たのかなと考えていた。

20年前は、二者間協働も協働だと言っていた。セクター間でそういったものが事例としてなかったので、行政とNPOが連携してとか、委託なんかも協働と言っていたが、今は、いろんな方と、望まれるものは最低でも3者以上といふか、単体では問題解決しづらいような地域課題を、別のもうちょっと得意な団体とか、セクターと力を合わせて、指定基準の定義にあるような、様々な団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っているということ。この単体では解決し得ないといふところが、組む意味みたいなところで、違う力を持っている人と組む必然性になってくる。このあたり、3者とか4者になってくると、そこまで書き込むのはハードルが高くなる。協働要件の解釈をどう注釈するか、幅があるところについて幅があってもいいが、目指してね、という方向性を、この審議会で示していくことはできそうかなと思った。

私が委員をやっている間に、これって団体のためのプラスアルファで、指定管理を受けているだけだとちょっと弱いとか、そういうことはありながらも頑張っておられるし、目指す方向はあるので認めてきたといふ、幅を持たせながらもOKしてきたといふところ。今せっかくこういう議論になっているので、こういったパターンは3つに限らず、4つめ、5つめを、現在は事例がないけれども目指していきたいといふ気持ちも含めてやっていくとか、審議の案件が上がってきたらパターンとして整理しつつ、新たなパターンだねとか、もっとこんなパターンがほしいねとか、それを増やしていけると、これから広報していくときに、ぜひ該当すると思ったら4号指定を受けてくださいねとリードしていく、そういうことができれば審議会としてもちよっと貢献できるのかなと思った。

(議長) 資料3のような形で出すのがよいのか、資料5の指定された法人の例について、事業単位で図解する方向もあるかなと。

(委員) 実例の図解ですね。

(議長) そうすると、自ずから三者協議のようなものもあるだろうし、こういうものが望ましいと思

いますという例示にもなるかなと。指定された法人がやっている事業も1つずつ見ていくと、おそらく条件を整えていない単なる協力・連携のようなものもしていると思う。そういう意味では、どの部分に私たちは着目してここを指定しましたというのを、分かりやすくするという方法もあるかもしれない。資料3の形まで抽象化してしまうよりも、具体的な例でここがいいという感じかなという気もする。

実は、資料3のパターン1やパターン2にある委託については、以前の審議会でも委託の事業は協働といえるかというような議論もあった。協働の定義的なところで、どこからが連携・協力を抜け出せるのか、そのあたりはまだおそらくとても普及できていないと思う。そこを少し踏み込んだ表現もするかどうか。

(委員) できればそうしたい。

(委員) 考えてみた。「地域社会における現在進行形の問題に対し、他団体とともに新たな事業を展開し、相互に適切な役割分担のもと、自団体の活動だけでは達成が困難であった課題解決を図ること」これが、今出たものの包括的なもので、手引の33ページの「共通の目的をもっている」というのは、法人の事業目的と設置目的が二重になっていて、二重の解釈ができるので、設置目的が同じである必要はなく、むしろ同じ目的をもって活動するという事は、結局事業レベルでも互いに連携のパートナーとして、さらにこのあと2番目にあるが、対等の関係であるというのをにおわす共通の目的の話であろうと。逆に言うと、設置目的が同じであるということだけに限る話ではなく、組織の設置目的が違うが、事業を同じ目的で実施していく、活動する。すなわちこの文章でいうと確認するという、目的達成のために対等の関係であるということと、互いの特性を発揮しているというのは、私が今読み上げたところで言うと、「現在進行形のもとで」というところはほっとかないということと、「相互に役割分担をして、自団体の活動だけでは達成が困難な」というところに行く。自分たちだけでやってもいいんだけど、自分たちだけでは達成が困難な水準に挑戦していくということがあってほしいなという願いを込めて示すとそんな感じになる。

(委員) 望ましい位置はここですよという部分。だけど、及第点というのはもうちょっと違う次元にあって、その幅を持たせた指定。

(委員) これまでの話は資料5でチェックして、これからの意向として、期待の部分を入れるとすれば、このような表現かなという具合で、資料5Aと資料3の間をつなぐとそういうことかなという気がする。ただ申請時に協働とはこれですというのを言いすぎると、今後の意向の部分が強すぎるので、そういうことが見込まれる場合に、積極的に今回の北部コミュニティカレッジの取組みについては、こういうことが見込まれるので、その自主活動に近いところの取組みもいろいろあったし、そこが期待するので指定しましたという説明ができる。

(議長) 今、例としてこういう協働を目指したいという中に、例えばこれまでのものはこれで、これからは今のような表現でということがあったが、両方合わせて、「共通の目的」とか「対等の関係」とか「互いの特性を発揮」とかいうことも、今の文章の中に盛り込んでいくことはできると思う。特に、「新たな事業を展開し」という部分と、それから「自団体では達成困難である」という部分を、より強く出したいという感じになるのだが、そのあたりはいかがか。つまり、既存の事業に人数が少ないし、体力的に無理なので協力してほしいというような補完的な形で求めていくというよりは、何か一緒に一から対等の関係で興していくというイメージを望ましいものとしようとか、より強いニュアンスで、自団体だけでは達成困難というような複数の協働性をより出そうとか。具体的には、①②③のこの辺りか、○印のところであんな工夫をしてみましようというのが、今の議論かと思う。それも、手引では条文の解説になっており、

これを定めるときも、審議会の議論として答申し、それを受けるかたちで大阪府が解説を作っているの、それを修文するとすれば一定の手続きが必要になると思うが。

(委員) 手引の手引ぐらいになると思うし、これは間違っていないと思う。審議にかけるとすれば手引 33 ページ上のゴシックの部分だと思うが、審議会で議論があったということを確認しておけばそれを示すことはできると思う。そういうことを審議しているの、協働とは何かと聞かれたらそれです。連携、協働とはこれを言いますと言いながら、具体的に協働そのものを語っていないので、トートロジーになっている。連携及び協働してという部分、その協働要件とは連携、協働することであると言っていて、それは3つだと言っていて、じゃあ3つはどういうことですかというふうにもう一回総括しないといけないのかなという気がするが。

(議長) 以前の審議会でもその3つの具体例を示すべきかどうかという議論があったのだが、やはり示さないほうがいいということで今に至っている。今の部分を捉えて言うと、そこで連携という言葉が出てくるので、「協働」と、「連携、協力」を区別するところまで議論はしていない。だから、協働のよりピュアなかたちはこうだということをごとこまで描けるかという思いがある。

それでは、ここで1つ目の議題については、一応今のところ、何らかのかたちで手掛かりになるような表現を手引の中に盛り込むと。その際、資料3のような図解まで含めるかどうかはちょっとまだ保留する。手引に加筆する際にいくつか検討を要する点が出てきており、そういうことを考えてみようということまでは合意しているということではよろしいか。

(委員全員) はい。

(議長) それでは次に、条例指定後の広報・周知について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 指定後の広報・周知について説明させていただく。資料5をご覧ください。現状では、府のHPに載っている情報は、指定後の広報・周知は指定を受けた法人の名称、主たる事務所の所在地、指定期間、法人のHP、インタビュー。前回の審議会での議論を踏まえて、協働の状況等をまとめてHPで公表することで制度の促進を図りたいと考えており、資料5A「条例指定法人の協働事業及び情報発信の状況」として、今まで指定した法人の分を一覧にして掲載すると、資料5B「条例指定法人の寄附金額の推移」と、この2種類の資料をHPに掲載していきたいと考えている。「条例指定法人の協働事業及び情報発信の状況」は、指定申請書を提出していただいたときに記載してもらっている協働事業をまとめて一覧にしたもの。法人に確認してもらって、今後新しい事業を実施された場合は随時報告していただくとともに、年に一度条例指定を受けた後に提出が必要な書類と併せて、何か新しい事業をしていないかの確認はしていきたいと考えている。

参考に、他の自治体ということで、資料4をご覧ください。事務局の方で条例指定制度を持っている他の自治体のHPを調べて確認した内容を一覧にしている。今回参考に別紙を付けさせてもらっているが、札幌市にも協働の要件があり、別紙裏面(5)に協働の実績という欄があって、札幌市はこういうかたちで協働の内容を掲載している。大阪府では、資料5のとおり条例指定法人の協働事業と情報発信の状況を細かく載せるということで、他の自治体にはない工夫をしていきたい。その他、もしこんな情報があったらいいのではないかという意見があればお聞かせいただきたい。

(議長) 今夏に事務局の方から前回の意見を踏まえた今後の方針ということで、皆さんにメールで、この「4号条例指定制度の運用の充実について」という方針をまとめたものをご連絡いただいたかと思う。その中で、1つめが北部コミュニティカレッジにこういう対応をする、2つめが、

既に条例指定を受けた法人に対してこういうことをしたい、3つめが、まだ条例指定を受けていない法人に対してこういうことをしたい、という3つを示しているが、今の広報の部分は、2番目の条例指定を受けた法人を手掛かりとして、3番目の条例指定を受けていない法人に対しての動機付けになるようなことをすると同時に、条例指定を受けた法人にとっても情報発信の支援を府がHPにおいてするという、そういう意味合いを含めた趣旨の資料になっている。特に「寄附金額の推移」という資料について、表現等は事前にお送りして一定了解はいただいているが、今日改めて見た中で追加で何かあったら言っていただきたい。

(委員) 今インタビューが止まっている状態か。

(事務局) 今法人に依頼をしている状態。

(委員) 既に指定している法人は速やかに載せていただきたい。それで、インタビューという言葉にとらわれているかもしれないが、どちらかという対話の方が大事だと思っていて、相互の活動状況をお互いに知るほうが大事だと思う。審議会として開催するにあたっては、公開でシンポジウムのやったらどうか、ドーンセンターの1階とかでもという話を投げかけたこともあるが、団体から個別に1対1で聞くよりは、団体同士の対話を引き出せたら。あとは「周知」の部分だが、このチラシはスターバックスには置けないと思う。

(委員) デザイン性の話か。

(委員) 間違っただけは一切書いていないが、伝わっているのか。逆にうまく伝わるのかというと、むしろ関係ないと捉えられてしまうのはもったいない。せっかくHPの内容がインタビューなどで深まってくれば、現場の声などを紹介しながら、自分たちに関係あると思ってもらえるように、あるいは最終的には各団体への支援が行き届き、大阪府が実現しようとしている共助社会の実現に向けての制度であるところを、対象となる団体だけではなくて広く府民の皆さんに届けることを考えると、ショッピングモールのようなところに置いてみると、これは大阪府のチラシか、そうなんだ、消費税が上がったけどこんなお金の流れがあるんだ、というのに関心が向くような方法が発案できるといいなと。その手掛かりとして、指定されている団体の中には、啓発として広報素材に力を入れているところがあるので、そういうところに協力を仰いで、A3二つ折りではなくてむしろハガキぐらいの大きさがいいかもとか、QRコード入れたらとか、そういった意見が出てくると思う。指定された第一世代の法人から見ても、さらに今後の制度が発展、拡充するにはどうしたらいいかというのを含めてお知恵をいただいたらいいのかなと思う。おそらく原案はいらないと思う。これをそのまま使い続けるよりも、ぜひ皆さんの活動の現場で得た知恵、多くの人々の支持、支援を集めていく上でどうしたらいいのか。もずやんは入れるなら入れていただいて、それを一つ大阪府の制度ですということを含めたいので、現場の皆さんとともに進化していくという方向を引き出していくのが、私たち委員の役割なのかなという気がする。以上、インタビューやヒアリングは個別性が高いので、指定された団体相互でやったらどうかということと、指定された皆さんの現場の知恵をもっと、広報の企画の部分にも反映できるよう考えていくこと。

(議長) それでは次に、今後の活用促進のための方策について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) それでは、今後の条例指定制度の活用促進に向けた取組みについて、資料6をご覧ください。現状をお伝えすると、4つの広報媒体を使って周知をしている。1つ目のチラシは、前々年度の3月末に作成して昨年度の4月に市町村と中間支援団体にお配りして配架をお願いした。2つ目のHPには条例指定制度の手引や概要を掲載して情報提供している。3つ目のメールマガジンは、登録していただいたNPO法人や中間支援団体に対して、活用していただける

助成金情報等のお知らせを、だいたい月に一回ぐらい情報提供している。NPO関連情報お知らせメールとして、新たに条例指定した法人についてもメルマガに載せている。4つ目のステップアップセミナーだが、こちらは年に1回開催しているもので、府内のNPO法人を対象として、会計基準やそのときのテーマを決めて法人に情報提供をするためのセミナーを開催している。

次に資料7をご覧ください。前回、広く周知するためのシンポジウム的なものを行ったらどうかとご意見をいただいて考えた内容。今は2つのパターンを考えていて、まず条例指定審議会として開催として、審議会で制度の効果検証を行うとともに、制度の課題と今後の方向性について考えるということで、指定を受けたNPO法人3法人ぐらいに来ていただいて意見を聞く。その目的としては、今後の制度活用促進策を検討するために、申請手続きにおいて大変だった点とか、指定を受けたことによる効果とか、そういうことをお聞きして、今後の方向性に役立てたい。それからもう1つが、NPO法人ステップアップセミナーの一環として開催。当初単体でシンポジウムということも考えたが、やはりそれだけでは人が来ないのではないかとということもあり、ステップアップセミナーだと毎年250人ぐらいは参加していただいており、そこでやるほうがより効果があると考え、セミナーの中の1つのプログラムとして開催と考えている。内容としては、審議会委員の方にコーディネーターとして参加してもらって、2法人ぐらいに協働事業を中心とした活動報告をしてもらい、それに対して質疑、総括というプログラムで考えている。既に条例指定を受けている法人から取組事例や条例指定によるメリットを報告してもらい、これから指定を取得したいと考えている法人等に参考にしてもらって、申請へとつなげられないかと考えている。

この2つを実施するためのスケジュールが、資料8になる。今年度は日程的に難しいと考えていて、令和2年度に実施できたら。資料7①の条例指定審議会としての開催は、第1回審議会を予定している5月中旬ぐらいにできたらと考えている。資料7②のステップアップセミナーの一環としての開催は、12月上旬に記載のステップアップセミナーで、例年この時期に開催しているので、これぐらいの時期でと考えている。あとは、条例指定法人の申出状況により、申請のあったタイミングでの審議会の開催となるが、この2つはこのような日程で開催できたらと考えている。

(議長) 根本に立ち返ると、この制度の広報ももちろんだが、制度の拠って立つ「府民協働促進指針」を具体化したいというのが、政策的な意図。指針がなぜできたのかということについて、やはり、当時大阪府でも市町村レベルでも公共サービスというものについて、行政だけではなくて民間の様々な担い手を見出していきたいという思いが強く込められている。そういうところから、先ほどの第2番目の話題とセットでご意見があれば、事務局から説明があったように、資料7①②については両方ともやろうという案になっている。

(委員) 資料6の周知のツールについては、一通りのことはされていると思う。先ほど中身がちょっとという意見はあったが、資料4の他の自治体の指定法人数で、神奈川県は61法人や相模原市の14法人、こういった自治体がなぜここまで増えたのかが、広報の参考になるのではないかと思った。他の自治体での取組内容を参考にされたらと思うのだが、神奈川県が多いのは何かあるのか。

(事務局) 同じ系列の法人をたくさん指定している。核となる法人があって、その法人がそれぞれの拠点ごとに法人を作っており、それが圧倒的な数を占めている。

(委員) 周知の活動の中で特段目立ったものはないのか。

(事務局) 詳細までは確認できていないが、おそらく本部組織が指定を取るように言っているのではな

いかと思う。

(委員) 神奈川県は、1996年に県民活動サポートセンターという支援の組織を設けた。指定を取りに行けと言って取りに行けるだけの力量があるということは、そういう活動の歴史的文化的背景があったからかもしれない。

(事務局) 神奈川県は協働要件がない。「事業が地域の課題解決に資するもの」とはなっているが、行政の計画、施策の方向性に沿うものか、地域の住民等の要望に対応するものか、どちらかを満たしていればよいとなっている。そのため、大阪府とはちょっとパターンが違うかもしれない。

(議長) 神奈川県の指定法人数は、以前の審議会のときからも突出していて、そのときの事務局の方々が各府県にヒアリングをして詳細に比較して調べ上げられたのだが、私たちの経験から言うと少し観点が違うという部分がある。でも、説明のあったような事情で風が吹いている。広報によって数がどんどん増えれば大阪府がまさに開拓的になるのではないかと期待している。

(委員) 広報のツールはこういうものなのだろうが、申請手続きというのはエネルギーがかかる。法人が「これってメリットがあるのか」と思うときに、このチラシの中では、条例指定法人になると条例に法人の名称が載ります、と記載されているが、どこで見られるの?とか、載るけどだから?という話になったり、寄附金の増加が見込まれということだが、本当に増えたの?とか。そういう実際はどうなのかというところを、大阪府の公式見解としては今公開しておられることしか言えないかもしれないが、主語が当該団体に変われば、条例指定を使ってどのようにファンドレイジングを展開したのか、あるいは、増えたとか活かしたとか、ほんとにそうなの?というところが訴求力になる。対面で伝えるとしたらセミナーやシンポジウムだろうし、そういうインタビュー記事が府のHPの中に載せられるのか分からないが、生の言葉で語っておられるような、NPO法人がNPO法人に対して「使えるよ」「やらないと損」みたいなものを何かできる方法はないかなと思う。こういうところはしんどかったけどこういうところはよかった、とった後に意味があった、価値を感じたなど、感じているところがあるのならフォーカスして意見を紹介することが効果的かなと。中間支援も使いながらやっていく。それで、定期的にそういう生の声を多くの法人に聞いていただくような場面、そういう中で今議論している理想とする協働の姿が、リアルに新しい課題に対してどんどん実践していっていますという法人が5年間継続して寄附がどんどん集まっていくといいなというようにイメージは持てるので、広報に関して言えばそういう観点から、具体的なお相談だったら乗るし、一緒に作っていったらなと一委員として思う。

(委員) パンフレットに関していえば、これは申請してくださいというNPO法人側へのもの。大阪府の納税者の方にこういう活動をしている法人があって、寄附していただいたら税金も安くなるという、その寄附が増えたらまた申請したいというような、逆からもありかなと思った。大阪府は広報紙を出していないのか。

(事務局) 「府政だより」という広報紙を出しているが、年間に7~8回ぐらい。

(委員) そこには指定を受けた法人の紹介などはしていないのか。

(事務局) ページ数にすごく限りがあり、なかなか載せてくれない。市の広報誌だったら冊子状なのだが、大阪府の場合は4ページぐらい、そのうち1ページは議会のページがあるときもある。

(委員) 広報紙が一番かなと思ったのだが。結構広報紙は見られているので。

(議長) 広報の相手を誰にするかという問題と、こういうツールをどの程度多様化するか、水準をどうするかという問題といろいろあるが、一つずつ整理していく。これまで指定された法人のHP上の周知については、資料5のような情報を載せるということで了解をいただいているが、1つめに続いてAやBが入って、ずっと見るとそれが指定された協働の見本にもなる。その次

のインタビューの取扱いについてはご意見があったが、指定体験記というか、1つ1つ事情の違う法人が、私たちはこういうふうに指定に至ってこういう活動をしているということを伝える部分と、先ほどご指摘があったように相互に意見を交わすとかそれを掲載するという、両方あっていいような気もする。このインタビューを追加していくということと、1つ1つの法人の体験を通して、単に指定を受けるだけではなくて指定を受けた後どうそれを活用していくかという、そういうものを意識して引き出したものが載っている。加えて、指定法人の相互の意見交換みたいなものでここに載せられるような内容が、おそらく3つ目の話題の資料7①のほうになるのではないかという感じがする。①のほうは不特定多数に聞いていただくという意味ではなく、専ら指定を受けた法人複数に、相互に意見交換のスタイルをとりながら語っていただくのがメインになる。だから、①のようなことを実施して、それをHPに掲載することによって、今のご意見を満たせるのではないかと思う。そのような感じでこの点はよろしいか。

(全委員) はい。

(会 長) それから、2つ目の問題だが、資料7②のステップアップセミナーの一環として開催することに関して、実際のセミナーは大変時間がタイトだが、事務局の方でもこれぐらいの内容であれば、この機会に一定の基礎的な集客のもとに実施できそうだということなので、そういうことを実施するというところでよろしいか。

(委 員) たくさんの方に来ていただける。確か200人、250人とか。

(会 長) 財務面でどういうことに気を付けるべきかをきちっとレクチャーするということも過去には行われており、またそういう意味でもコーディネーターだけではなくて、この機会に専門の委員に説明いただくとか、いろんなバリエーション、組み立て方があるかと思う。こういったものを来年度企画、計画したいということなので、それぞれの委員の知見やご経験をぜひお借りして、ご協力いただけたらと思う。これはそういうかたちで決めさせていただいてよろしいか。

(全委員) はい。

(会 長) その上で、2点目の問題になるが、最終的な共助社会とか協働促進について、それを広めたいということなので、納税者対象の広報という点で、もう少し意見をいただけないか。

(委 員) 皆さんふるさと納税はすごいのだが。

(会 長) この指定を受けた法人に対して寄附金を促すような、そういう条件を備えた法人だということ、広報をサポートするという意味合いを持っている。それが単にHPに載っているだけではなくてもっとこういう方法があるのではないかというような。広報誌の例を一つ挙げていただいたのだが。

(委 員) HPはいろんなことが載っているから、府民の納税者の方が検索して、ここまでのところにたどり着くというのは普通ない。

(委 員) そもそも日本には寄附文化というのが。ふるさと納税も発展したが、本当は寄附というのは対価性がないものなのに、その対価を求めて寄附されているような感じ。

(会 長) 実質的な対価性というか、何が府民の活用を促す方向性になるのか、非常に大事な指摘。

(委 員) 私もこの審議会の委員に入り、こんな活動をボランティアでされているんだ、こんなにいらっしやるんだということ、とても新鮮に感じている。

(委 員) 府のHPのトップページへの掲載は、また競争がすごいのか。例えば1か月限定、12月の寄附月間に掲載するとか。

(委 員) 12月はギリギリのタイミングということ。賞与なんかも12月の事業主が多いので、ずっとどこかに貼っておくというのも、また風景のように壁紙のようになってしまうので、お知らせするならここというような感じで。府のトップページがいいけど、トップページは各課の希

望どおりにいかないとか。何か方法はないか。

(事務局) 一度確認しておきたい。

(委員) 例えば期間を限定してでも、周知する機会がないか聞いてみるといいかもしれない。府民の方へは確定申告のときにこういう手続きで控除がありますよとか、寄附先には条例指定法人とか認定NPO法人を並べるとか、皆さんで支えましょう、とか。

(会長) そういう意味では資料7②のステップアップセミナーが12月なので、そういう時期を意識しながらそういうことをはっきり打ち出さないといけない。

(委員) 地下鉄の駅にポストカードのラックがあって、例えば各団体が仮にポストカードを1枚作ることができるとしたらどんなメッセージを出すかを投げかけて、それを学園祭のパンフレットのようにうまく周知していく。HPのバナーも今いろいろさくなっているが、それぞれの団体が呼びかけていくということをもっと促してもいいのかなと思う。各団体がこの制度を活用して自分たちに入ってくる直接納税のようなかたちでお金をいただくということへの積極性を出してほしいので、各団体に共通のフォーマットで何か作ってもらってそれを出す場を作るということの方が、媒体はこちらが作るのではなくて、向こうが作ったものをうまくこちらが位置づけていくという連携、協力をして、制度の周知も図っていくということのほうがいいと思う。最近、さとふるなどが連携してクラウドファンディングのかたちを模した寄附制度の活用や、ふるさと納税制度を活用した寄附募集も始まっているが、あまり大きなものに流れるものだけではない地道な努力を、各団体とともに、共助社会の実現のために行っていく。そのためには各団体のパートナーシップを適切に促していくことが大事で、今後、指定団体が増えていけばいくほど、今年度の各団体のメッセージはこれですというハガキぐらいがいいかなと思うが、ハガキ大のものを常々配れるようにしておきながら、こういう団体がありますよと。例えば、カードをリングで綴じて置く、パンフレットは作らずに常にリングに綴じて、それをみんなで見たり、場合によっては配れるようにする。指定した以上、ぜひ各団体からのメッセージを届けていくという、そういうメッセージに私たちがなってもいいのではないかなと思う。

(委員) 事例集なんかいいと思う。チラシでも広報誌でもいいが、指定を受けようと思った経緯とか、受けた効果とか、よかったこととか。そういうことを具体的な事例としてお示していくことが分かりやすくてつながっていくのかなと思った。

(会長) いろいろと意見をいただき、感謝。現状のツールについては、事務局で関係部門とうまく調整していただけるとよいと思う。

それでは、今日ご意見をいただき、合意したことを踏まえて、またこういう方向で来年度実施したいということをご相談申し上げる機会が事務局からあると思うので、その節はどうぞよろしくお願ひしたい。

(2) その他

(事務局) 今後の審議会のスケジュールについて説明。